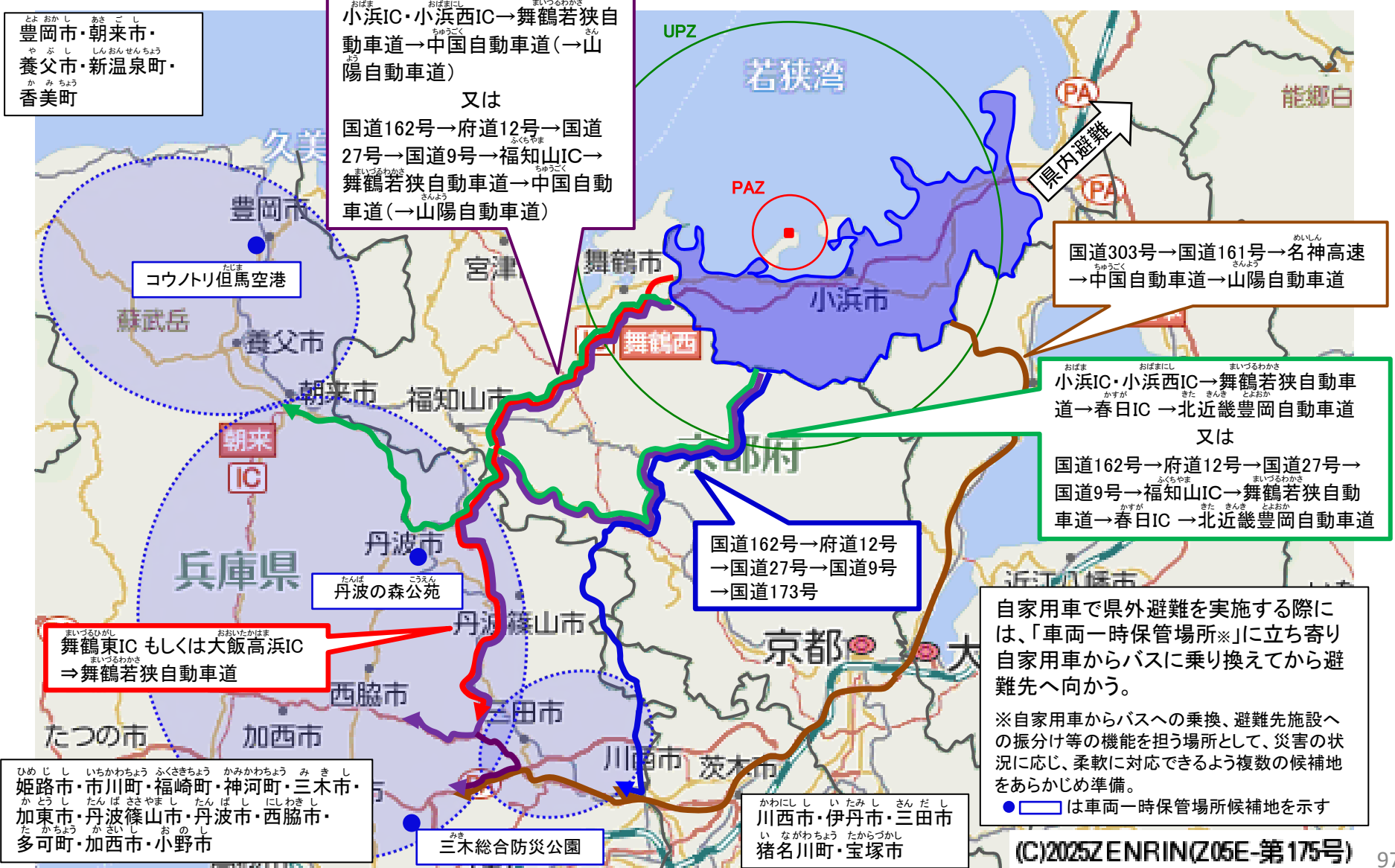


福井県におけるUPZから県外避難先施設までの広域避難経路

- 福井県は、県内避難が基本であり、県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。
- 県外避難先への経路について、想定される経路を記載。



自然災害により孤立した場合の対応(福井県)

- UPZでは、全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZの半島部において、自然災害の発生により住民が孤立した場合には、臨時ヘリポート(夜間対応可)や漁港を活用し、空路や海路による避難を実施。また、空路や海路での避難体制が整うまで放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- UPZの中山間地域においても、集落へのアクセス道が寸断され、住民が孤立化した場合には、臨時ヘリポート(夜間対応可)を活用し、空路による避難を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

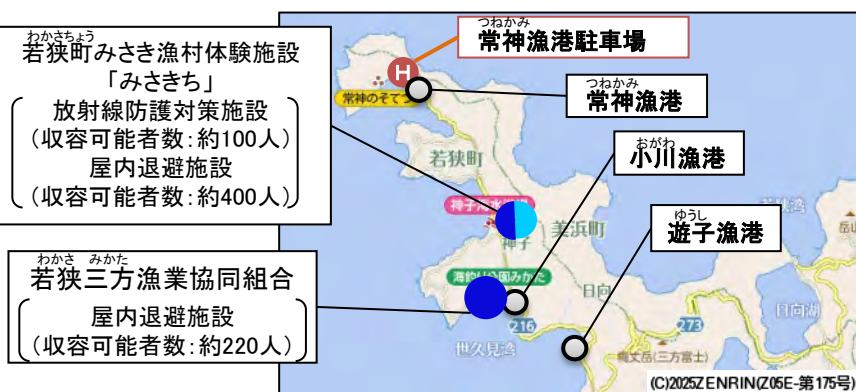
<UPZ半島部における臨時ヘリポート整備場所>

半島部	該当地区名	整備場所
うちうら 内浦半島	たかはまちょう うちうら 高浜町内浦地区	おとみ 旧音海小中学校グラウンド うちうら 内浦小中学校グラウンド ひびき 日引漁港
つねがみ 常神半島	わかさちょう いしうら 若狭町西浦地区	つねかみ 常神漁港駐車場
つるが 敦賀半島	みはまちょう ひがし 美浜町東地区	関西電力(株)県道沿用地駐車場

<凡例>

- :放射線防護対策施設(収容可能者数)
- :放射線防護対策施設以外の屋内退避施設(収容可能者数)
- H:ヘリポート適地等
- :漁港

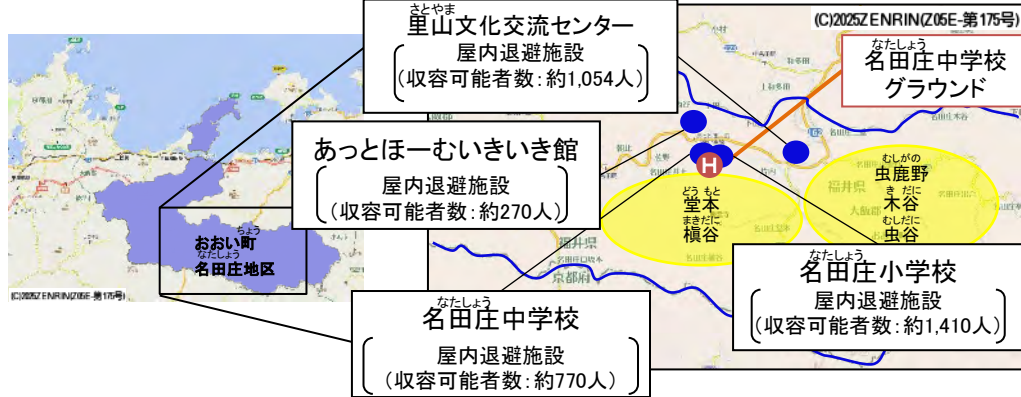
半島部(例) 若狭町常神半島



<UPZ中山間地域における臨時ヘリポート整備場所>

中山間地域	該当集落名	整備場所
ちような たしう おおい町名田庄地区	まきだに むしがの むしだに きだに どうもと 榎谷、虫鹿野、虫谷、木谷、堂本	なたしう 名田庄中学校グラウンド
おばまし くなた 小浜市口名田地区	にしあいおい おくだの すの 西相生、奥田縄、須縄	くちなた 口名田小学校グラウンド
おにゆう " 遠敷地区	かみねごり しもねごり 上根来、下根来	おにゆう 旧遠敷小学校グラウンド
わかさちょう くまがわ 若狭町熊川地区	こうち 河内	くまがわ 旧熊川小学校グラウンド
みはまちょう しんじよう 美浜町新庄地区	しんじよう 新庄	しんじよう 旧新庄小学校グラウンド

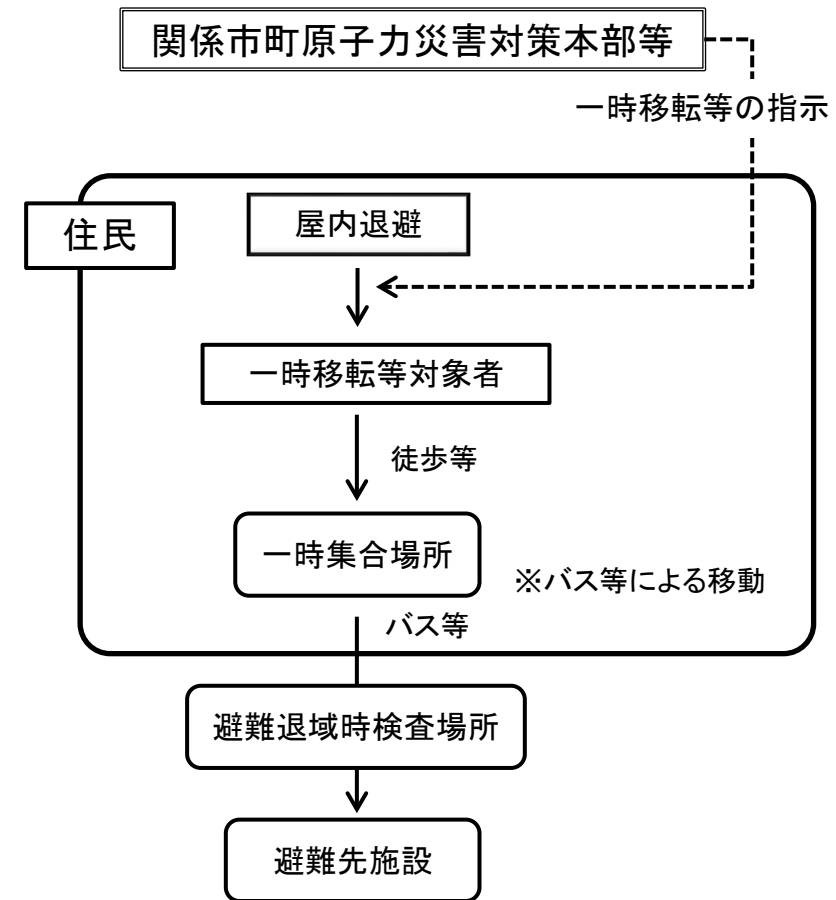
中山間地域(例) おおい町名田庄地区



- ※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定。
- ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。98

京都府におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された地域及びOIL2に該当すると特定された地域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該地域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 京都府では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。



<UPZ市町の避難先>

市町名	府内避難先	府外避難先
舞鶴市 まいづるし 70,513人	京都市、宇治市、城陽市、向日市 きょうとし うじし じょうようし むこうし	兵庫県 神戸市、尼崎市、西宮市 こうべし あまがさきし にしのみやし にしのみやし (合計59,657人)
綾部市 あやべし 1,223人	福知山市、亀岡市 ふくちやまし かめおかし	徳島県 鳴門市、松茂町、北島町 なるとし まつしげちよう きたじまちよう (合計14,674人)
南丹市 なんたんし 2,739人	南丹市内 なんたんし	兵庫県 たつの市、太子町、佐用町 たつし たいしちよう さようちよう (合計1,223人)
京丹波町 きょうたんばちよう 213人	京丹波町内 きょうたんばちよう	兵庫県 洲本市、南あわじ市 すもとし みなみし (合計2,739人)
京都市 きょうとし 235人	京都市内 きょうとし	芦屋市 あしやし (合計:213人)
		—

※ 令和7年4月1日時点

舞鶴市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】
● 京都府が準備する避難
退域時検査場所候補地

【主な避難経路】
国道175号→府道55号→国道9号→
丹波IC→京都縦貫自動車道→大山崎
JCT→京滋バイパス→宇治西IC

【主な避難経路】
国道27号→舞鶴西IC→舞鶴若狭自動車道→
綾部JCT→京都縦貫自動車道→京丹波みず
ほIC→国道173号→国道9号→丹波IC→京都
縦貫自動車道→沓掛IC

【広域避難先(府外避難)】
兵庫県
＜志楽、朝来、大浦、新舞鶴、中舞鶴、
与保呂、池内、高野＞
神戸市(東灘体育館、他64か所)
＜余内、吉原、明倫＞
尼崎市(竹谷小学校、他82か所)
＜中筋、池内、福井、由良川＞
西宮市(小松小学校、他50か所)
※避難元地区はいずれも小学校区表記

【広域避難先(府内避難)】
京都市・宇治市・城陽市・向日市
＜志楽、朝来、大浦、新舞鶴、三笠、倉梯、
倉梯第二、与保呂、中舞鶴、余内、明倫＞
京都市(京都市東山青少年活動セン
ター、他115か所)
＜池内、中筋、由良川＞
宇治市(伊勢田小学校、他32か所)
＜高野、福井＞
城陽市(寺田南小学校、他16か所)
＜吉原＞
向日市(市民体育館)
※避難元地区はいずれも小学校区表記

【広域避難先(府外避難)】
徳島県
＜倉梯＞
鳴門市(市立大津西小学校、他33か所)
＜三笠＞
松茂町(松茂町役場、他14か所)
＜倉梯第二＞
北島町(北島町武道館、他17か所)
※避難元地区はいずれも小学校区表記

【主な府外避難経路①(神戸市、尼崎市、西宮市)】
府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国
自動車道→(神戸市:神戸三田IC→六甲北有料道路、尼崎
市・西宮市:宝塚IC→県道42号線)

【主な府外経路②(鳴門市、松茂町、北島町)】
府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国
自動車道→神戸三田IC→六甲北有料道路→神戸北IC→山陽
自動車道→神戸西IC→神戸淡路鳴門自動車道→鳴門北IC



綾部市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



南丹市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】
● 京都府が準備する避難
退域時検査場所候補地

【主な府外避難経路】
国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→国道173号→国道372号→県道306号→但南篠山口IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国自動車道→神戸三田IC→六甲北有料道路→神戸北IC→山陽自動車道→三木JCT→山陽自動車道→神戸西IC→神戸淡路鳴門自動車道→(洲本市:洲本IC、南あわじ市:あわじ南IC)

【主な避難経路】
国道162号→府道12号→国道27号→国道9号

【広域避難先(府外避難)】
兵庫県
＜福居、盛郷、豊郷、鶴ヶ岡、高野、知井、平屋(内久保、大内、荒倉、野添、安掛)＞
洲本市(洲本市文化体育館 他8か所)
＜平屋(深見、長尾、又林、上平屋、下平屋)、大野、宮島＞
南あわじ市(阿那賀地区公民館、他8か所)

【避難先(市内避難)】
南丹市内
＜福居、盛郷、豊郷、鶴ヶ岡、高野、知井、平屋、大野、宮島＞
南丹市(園部北部コミュニティセンター、他12か所)



京丹波町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】
● 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地



【主な府外避難経路】
府道59号→国道27号→丹波IC→京都縦貫自動車道→大山崎JCT→名神高速道路→吹田JCT→西宮IC→国道43号

【主な避難経路】
府道51号→府道12号→国道27号→国道9号

【避難先(町内避難)】
京丹波町内
<上乙見、西河内、下粟野、細谷、上粟野、仏主>
京丹波町(三ノ宮基幹集落センター、山村開発センターみずほ)

【広域避難先(府外避難)】
兵庫県
<上乙見、西河内、下粟野、細谷、上粟野、仏主>
芦屋市(芦屋市立朝日ヶ丘小学校、他3か所)

京都市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

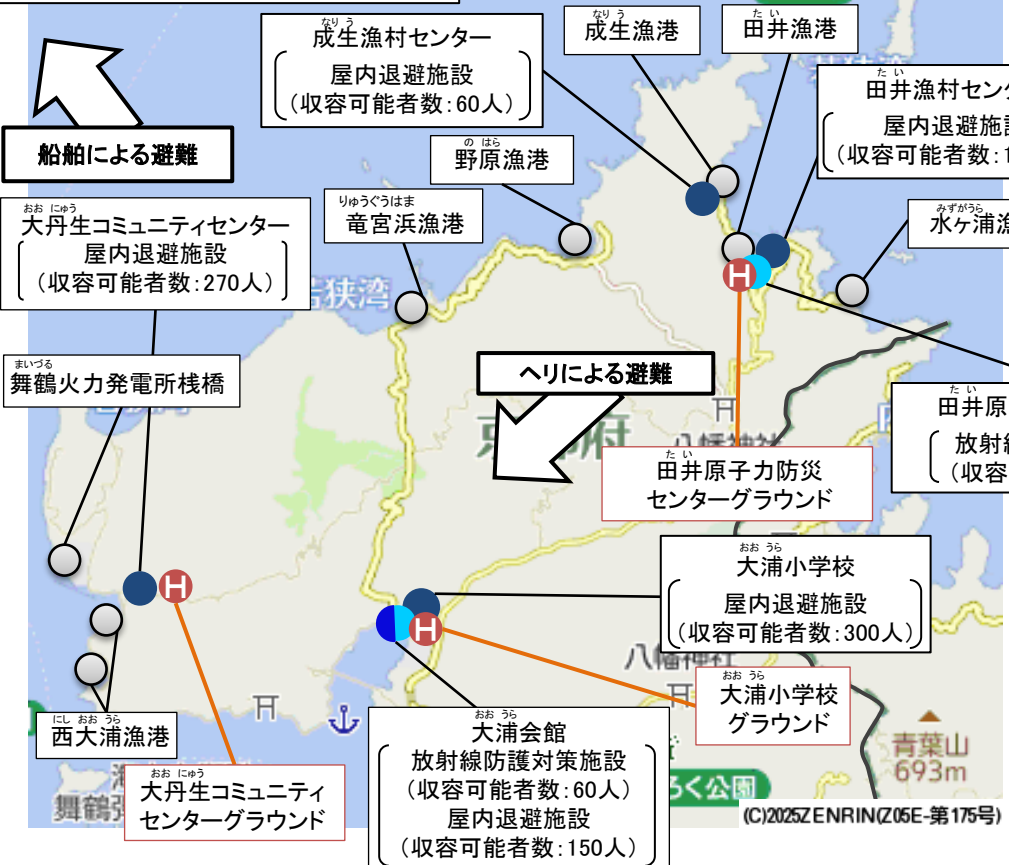
▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



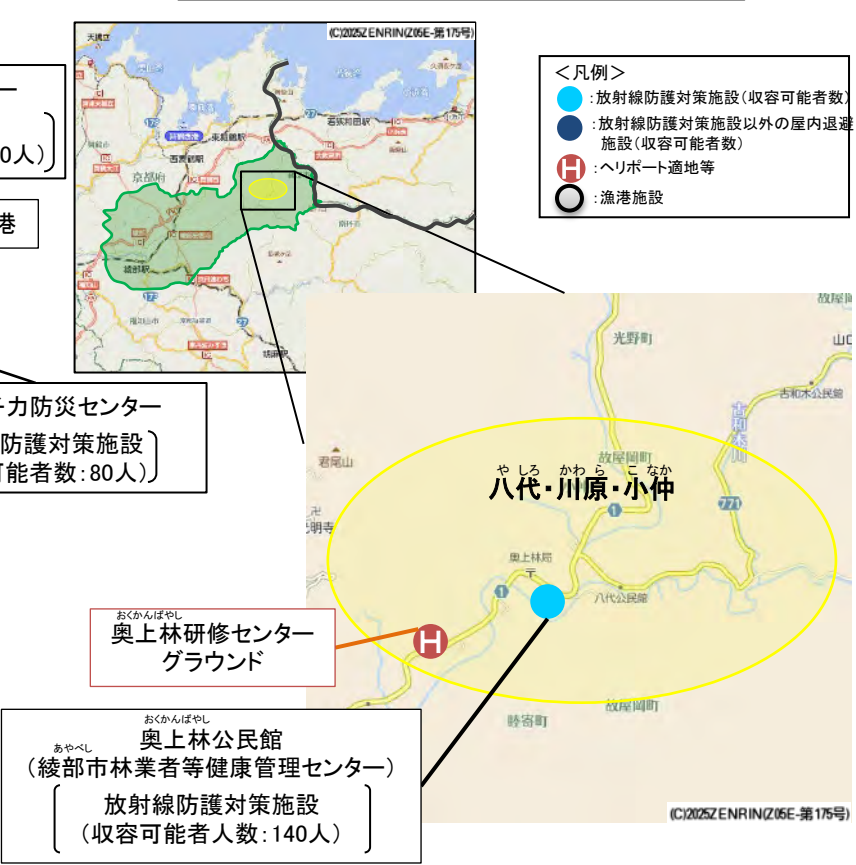
自然災害により孤立した場合の対応(京都府)

- UPZでは全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZの半島及び沿岸部、中山間地域については、自然災害の発生により、道路が使用できず住民が孤立した場合に備え、臨時ヘリポートを整備。また、海路や空路での避難体制が整うまでは、放射性防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

半島部(例) 舞鶴市大浦半島



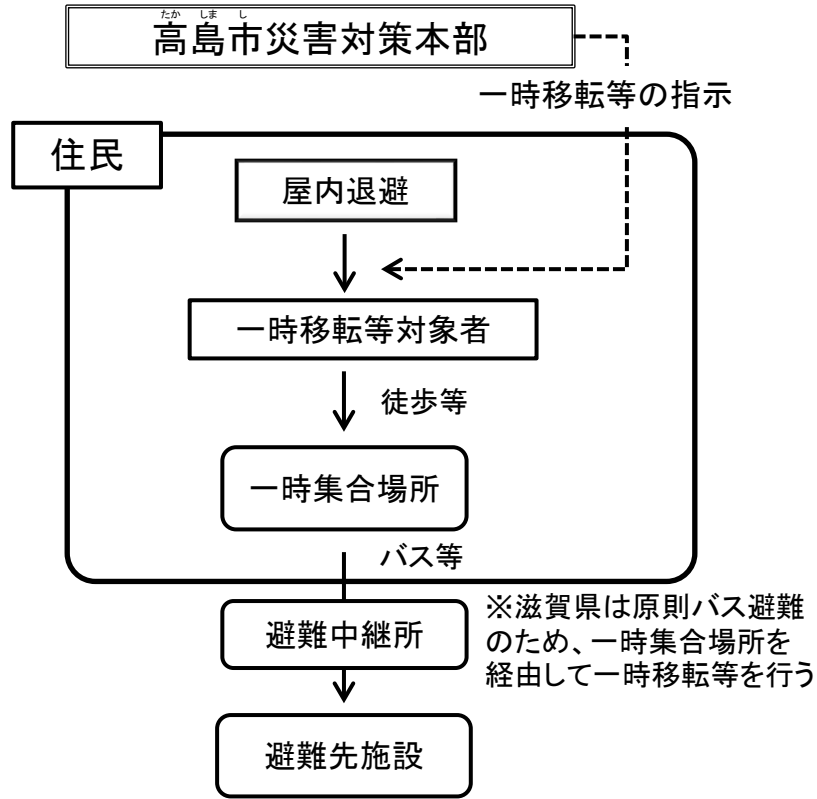
中山間地域(例) 綾部市奥上林地区



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定。
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。 105

滋賀県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された地域及びOIL2に該当すると特定された地域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、高島市災害対策本部より、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 滋賀県では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。
- バス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



<UPZ市町の避難先>

地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、高島市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。

市町名	県内避難先	県外避難先	
高島市 (372人)	高島市内	大阪府	大阪市、枚方市 高槻市 (合計:372人)

※令和7年4月1日時点

※滋賀県は原則バス避難のため、一時集合場所を経由して一時移転等を行う

高島市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に災害等の緊急時における人員輸送に関する協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。

【高島市内の避難経路】

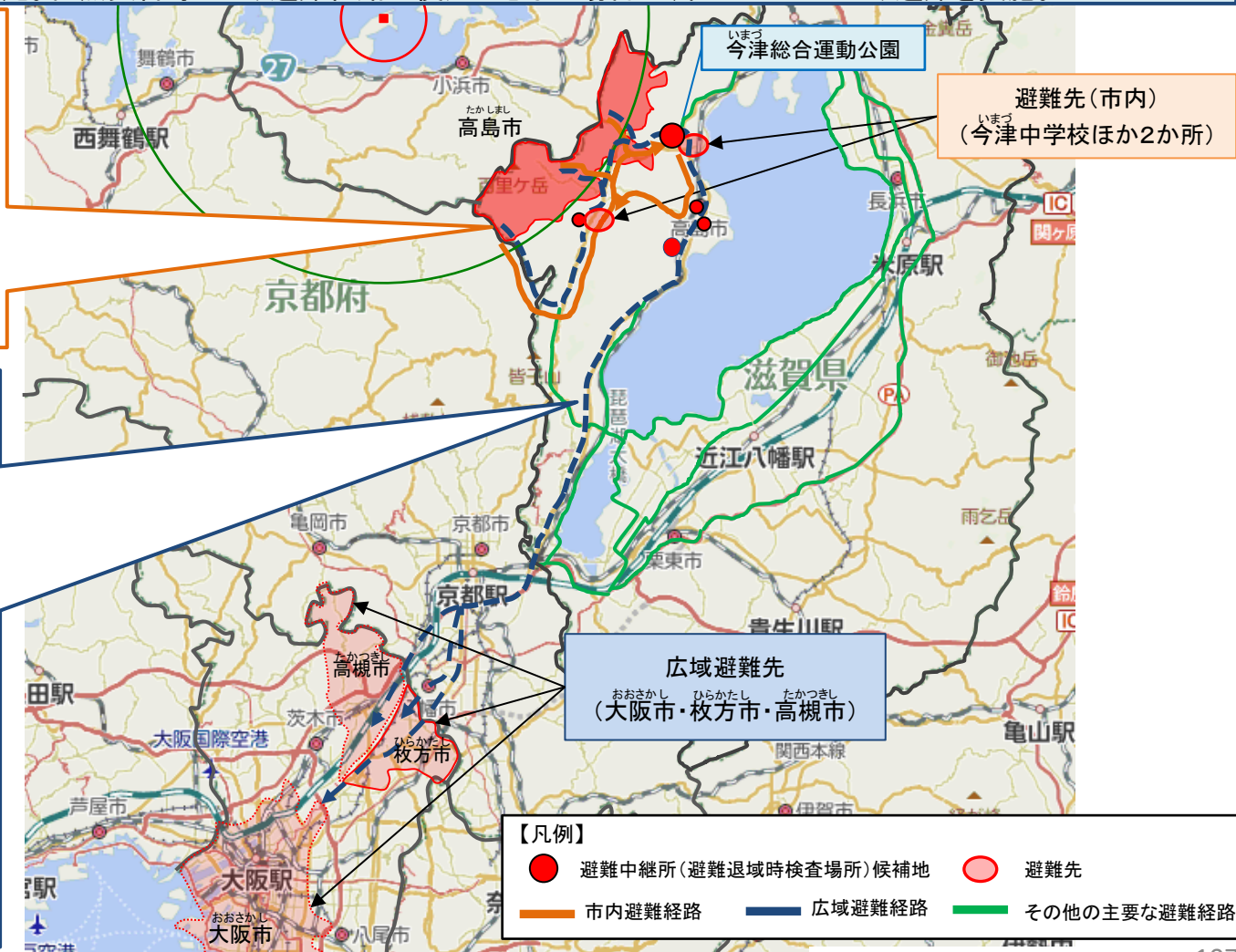
<今津地域>
 国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→今津中学校

<朽木地域>
 (県道781号)→県道23号→国道367号→
 国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→国道161号→県道23号→グリーンパーク想いの森、朽木中学校

【広域避難経路(県外)】

<今津地域>
 国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→国道161号→名神高速道路(大山崎IC)→国道171号→高槻市(又は)
 国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→国道161号→京都東IC→名神高速道路→京都南IC→京阪国道→枚方市

<朽木地域>
 (県道781号)→県道23号→国道367号→
 国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→国道161号→京都東IC→名神高速道路→第二京阪道路→門真IC→大阪市



自然災害により道路が通行不能な場合の復旧策（自然災害対応）

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路が、自然災害により使用できない場合は、PAZの福井県、おおい町、小浜市は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- また、UPZの福井県・京都府・滋賀県及び関係市町においても同様に、避難経路が自然災害により使用できない場合には、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社（NEXCO）が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

＜直轄国道＞
国土交通省近畿地方整備局が応急復旧作業を実施

まいづるわかさ
＜舞鶴若狭自動車道＞
高速道路会社（NEXCO）が応急復旧作業を実施

＜京都府の管理道路＞
京都府災害対策本部が応急復旧作業を実施

福井県災害対策本部

＜福井県の管理道路＞
福井県災害対策本部が応急復旧作業を実施

＜滋賀県の管理道路＞
滋賀県災害対策本部が応急復旧作業を実施



京都府災害対策本部

滋賀県災害対策本部

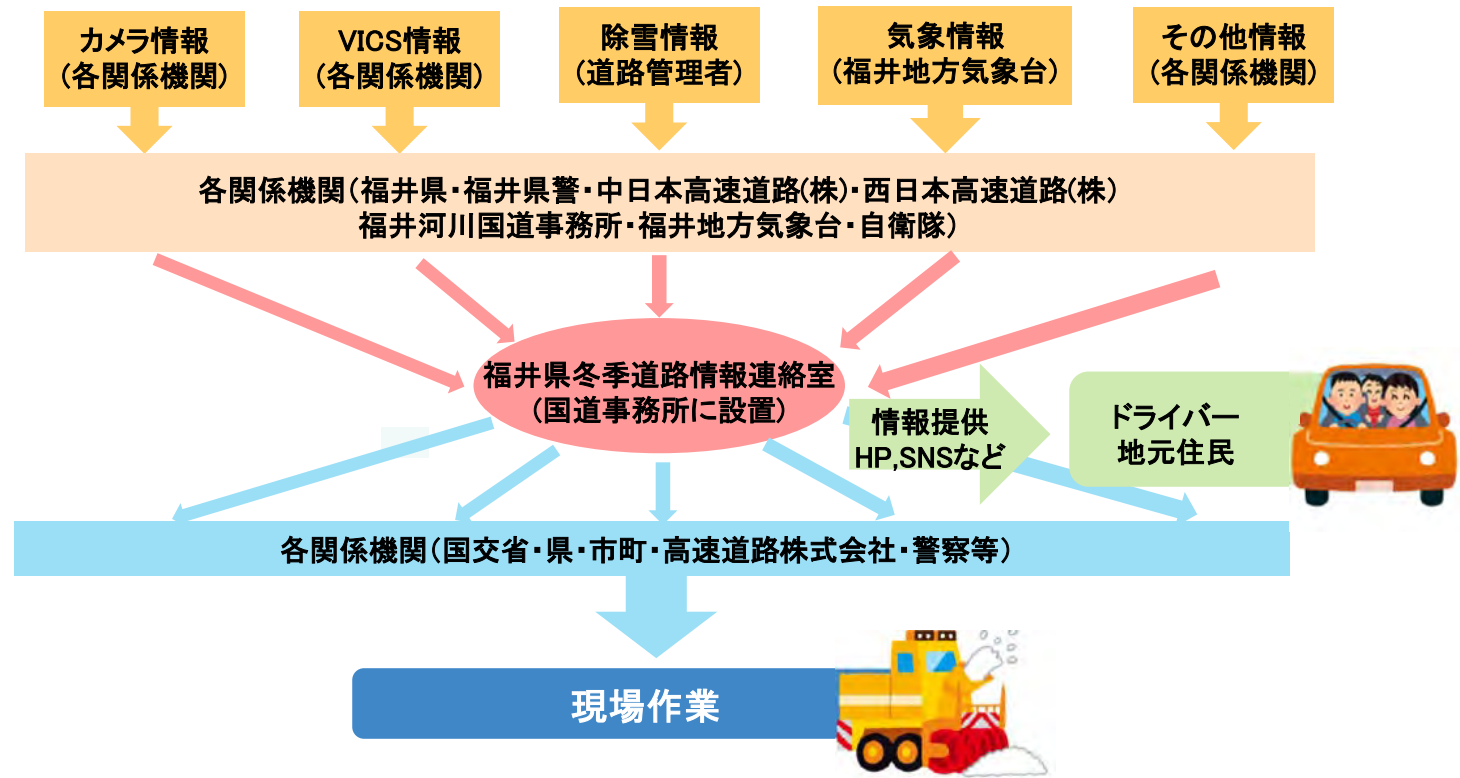
- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握
- 道路の被害状況を踏まえ、国、府県、高速道路会社がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が必要に応じて支援を実施 109

豪雪時における除雪体制（自然災害対応）

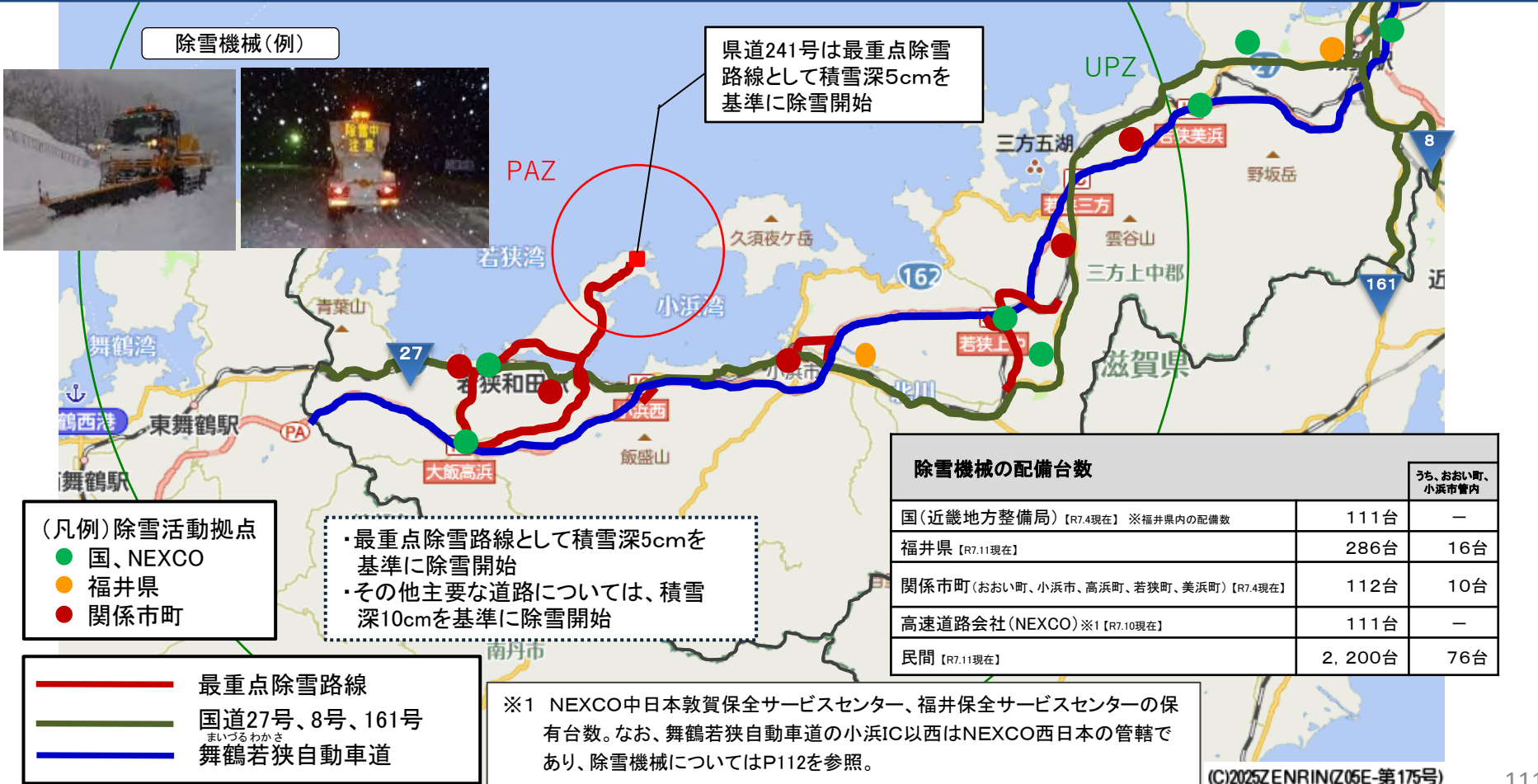
- 豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、以下の措置を実施。
- 道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を、福井県においては近畿地方整備局福井河川国道事務所、京都府においては近畿地方整備局福知山河川国道事務所、滋賀県においては近畿地方整備局滋賀国道事務所に設置し、情報を一元化。
- 道路管理者は、集中的な大雪時に備えて、他の道路管理者をはじめ、地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎に、タイムラインを策定。なお、策定に当たっては、降雪予測が大きく影響を与えることを踏まえ、冬型の気圧配置により日本海側で数日間の降雪が予測される場合には、降雪予測を3日先まで拡充し、タイムラインを策定。

＜福井県における情報連絡本部（例）＞



福井県における降雪時の避難経路の確保(自然災害対応)

- 福井県は国土交通省近畿地方整備局や関係機関等との協議を踏まえ、道路雪対策基本計画を定め、短期間の集中降雪による局地的大雪の発生等に柔軟に対応できる体制を整備。
- 福井県は県内外へのアクセス路線となる高速道路ICと主要国道を結ぶ路線や原子力発電所と国道27号を結ぶ幹線道路等を最重点除雪路線と定め、除雪を重点的に実施するとともに、緊急時には民間除雪機械を最大限まで増強し、避難経路の除雪を実施。
- 直轄道路及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



京都府における降雪時の避難経路の確保(自然災害対応)

- 京都府及び関係市町は毎年度除雪計画を定め、住民生活の安定及び経済活動に不可欠な道路をあらかじめ除雪路線にしており、路面上の積雪深はおおむね10cmの時には除雪を実施。京都縦貫自動車道等については、京都府道路公社が、雪氷対策要領に基づき、迅速かつ適切な雪氷作業(除雪、凍結防止等の対策)を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



滋賀県における降雪時の避難経路の確保（自然災害対応）

- 滋賀県は、冬季の円滑な道路交通を確保するため、毎年「道路除雪計画」を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努める。
- 直轄国道161号については、国土交通省近畿地方整備局が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



7. 大飯発電所及び高浜発電所がともに被災した場合における対応

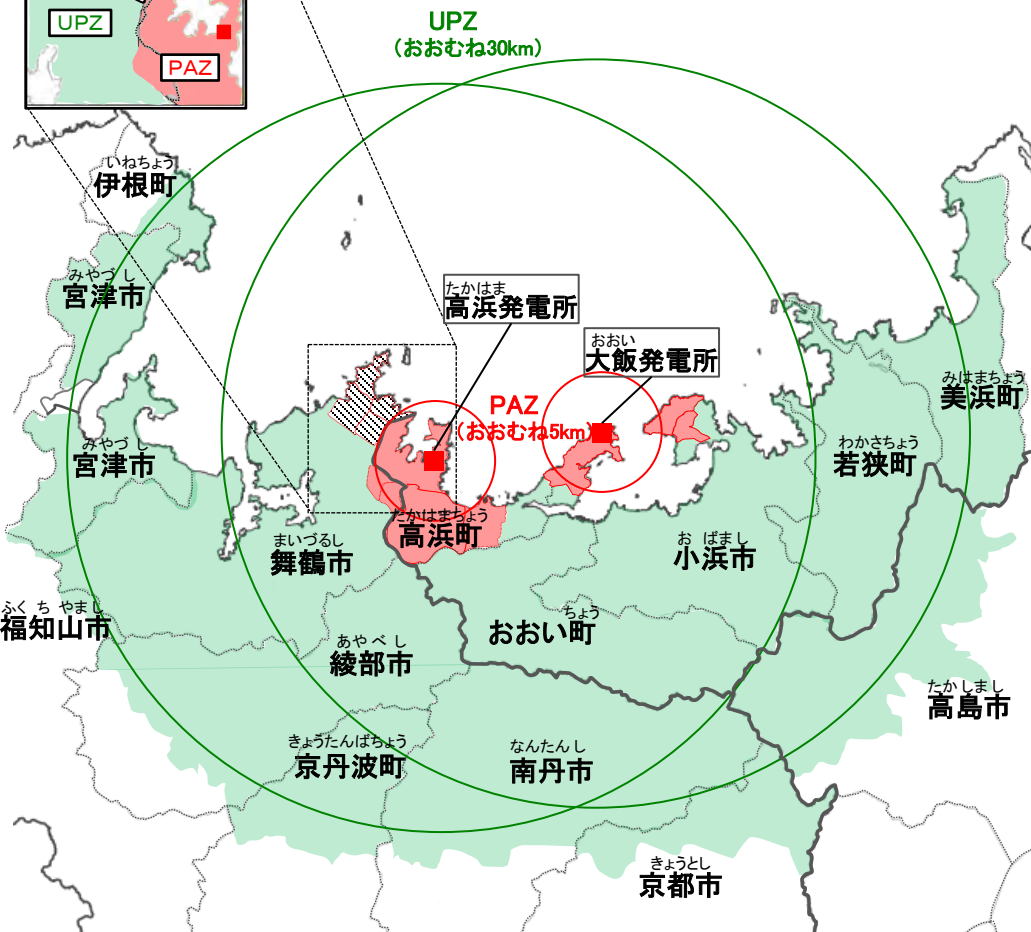
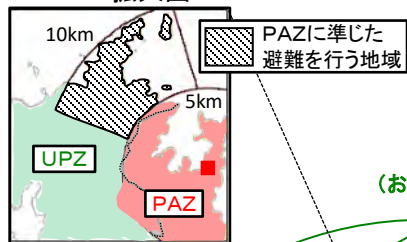
<対応のポイント>

1. 大飯発電所及び高浜発電所がともに被災した場合は、両地域を一体として対応にあたることとし、現地における対応を一元化すること。
2. 大飯発電所の原子力災害対策重点区域においては「大飯地域の緊急時対応」、高浜発電所の原子力災害対策重点区域においては「高浜地域の緊急時対応」に基づき、それぞれ防護措置を実施するが、両発電所の原子力災害対策重点区域が重なる地域については、事態が進展した発電所の緊急時活動レベルに応じた防護措置を先行して実施すること。

原子力災害対策重点区域の概要

- 大飯地域及び高浜地域における原子力災害対策重点区域では、PAZの重なりはなく、大飯地域のPAZは福井県おおい町及び小浜市、高浜地域のPAZは福井県高浜町及び京都府舞鶴市。
- 両地域のUPZは、大部分が重なっており、福井県、京都府、滋賀県の8市6町にまたがる。

PAZ拡大図



大飯地域のPAZ

1市1町 (福井県おおい町、小浜市)

住民数: おおい町656人、小浜市233人

高浜地域のPAZ

1市1町 (福井県高浜町、京都府舞鶴市)

住民数: 高浜町6,918人、舞鶴市433人 (大浦半島の一部の住民を含む)

大飯地域及び高浜地域のUPZ

8市6町 (福井県おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町)

(京都府舞鶴市、京都市、綾部市、南丹市、京丹波町、福知山市、宮津市、伊根町)

(滋賀県高島市)

住民数: 162,952人

原子力災害対策重点区域の人口分布

- 大飯地域のみのUPZ内人口※1は18,866人、高浜地域のみのUPZ内人口※2は29,618人。また、両地域共通のUPZ内人口は114,468人であり、両地域のUPZ内人口は162,952人。
- 両地域の原子力災害対策重点区域内(PAZ※3及びUPZ内)の人口は合計で171,192人。

関係市町名		大飯地域のみのUPZ		両地域共通のUPZ		高浜地域のみのUPZ		合計	
		(おおむね5～30km圏内)							
福井県	おおい町	0人	0世帯	6,979人	2,990世帯	0人	0世帯	6,979人	2,990世帯
	小浜市	0人	0世帯	27,213人	12,127世帯	0人	0世帯	27,213人	12,127世帯
	高浜町	0人	0世帯	2,549人	1,169世帯	0人	0世帯	2,549人	1,169世帯
	若狭町	9,876人	3,392世帯	3,228人	1,440世帯	0人	0世帯	13,104人	4,832世帯
	美浜町	8,627人	3,600世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	8,627人	3,600世帯
小計		18,503人	6,992世帯	39,969人	17,726世帯	0人	0世帯	58,472人	24,718世帯
京都府	舞鶴市	0人	0世帯	70,080人	36,248世帯	3,818人	2,035世帯	73,898人	38,283世帯
	京都市	235人	113世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	235人	113世帯
	綾部市	0人	0世帯	1,223人	714世帯	5,877人	3,169世帯	7,100人	3,883世帯
	南丹市	17人	12世帯	2,722人	1,398世帯	288人	176世帯	3,027人	1,586世帯
	京丹波町	0人	0世帯	213人	102世帯	2,191人	1,103世帯	2,404人	1,205世帯
	福知山市	0人	0世帯	0人	0世帯	361人	177世帯	361人	177世帯
	宮津市	0人	0世帯	0人	0世帯	15,791人	8,104世帯	15,791人	8,104世帯
伊根町	0人	0世帯	0人	0世帯	1,292人	599世帯	1,292人	599世帯	
小計		252人	125世帯	74,238人	38,462世帯	29,618人	15,363世帯	104,108人	53,950世帯
滋賀県	高島市	372人	233世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	372人	233世帯
小計		372人	233世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	372人	233世帯
合計		19,127人	7,350世帯	114,207人	56,188世帯	29,618人	15,363世帯	162,952人	78,901世帯

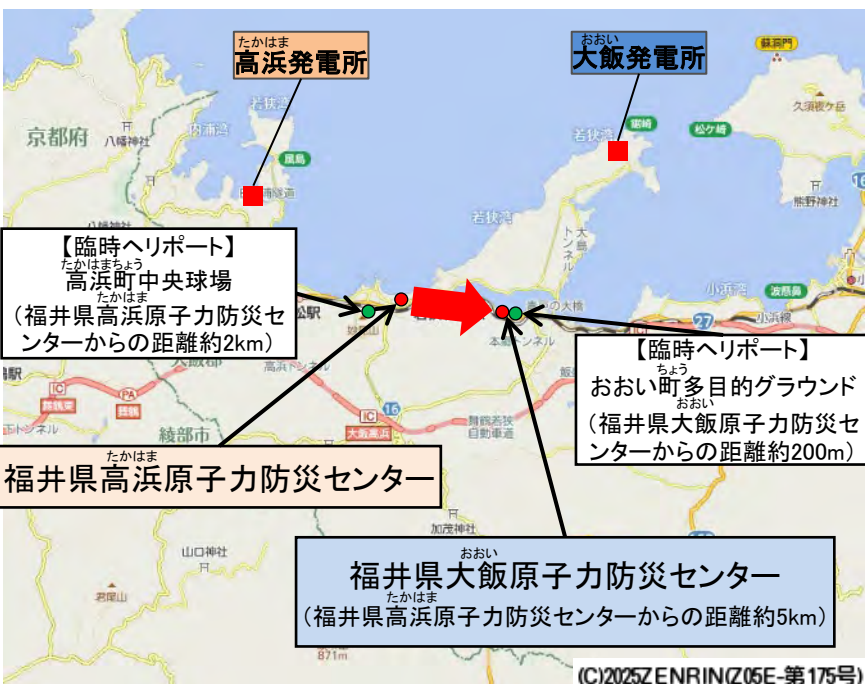
※1 大飯地域のUPZ内人口(140,685人)は、大飯地域のみのUPZ、両地域共通のUPZ及び高浜地域のPAZ内人口を積算。
 ※2 高浜地域のUPZ内人口(144,714人)は、高浜地域のみのUPZ、両地域共通のUPZ及び大飯地域のPAZ内人口を積算。
 ※3 PAZ内人口については資料P115参照

人口: 令和7年4月1日時点

対応の一元化

- 高浜^{たかはま}発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である福井県大飯^{おおい}原子力防災センターに現地の対応を一元化する。
- 要員の集約先等の判断は、事故警戒本部本部長（原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当））が、原子力事業者等より報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された際に、大飯発電所及び高浜発電所の事態進展の状況を踏まえて判断する。
- 既に福井県高浜^{たかはま}原子力防災センターに参集している要員は、この判断の後、速やかに集約先の福井県大飯^{おおい}原子力防災センターへ移動を開始する。

※ 自然災害によりオフサイトセンター自体やアクセス道路、臨時ヘリポート等に著しい被害がある場合にはその状況により決定する。
 ※ 自然災害との複合災害に限らず、それぞれが故障起因の警戒事態以上の場合も、本要件に該当する状況で対応する。
 ※ 事態の解消等の状況の変化があった場合でも、要員の所在場所の移転は実施しない。

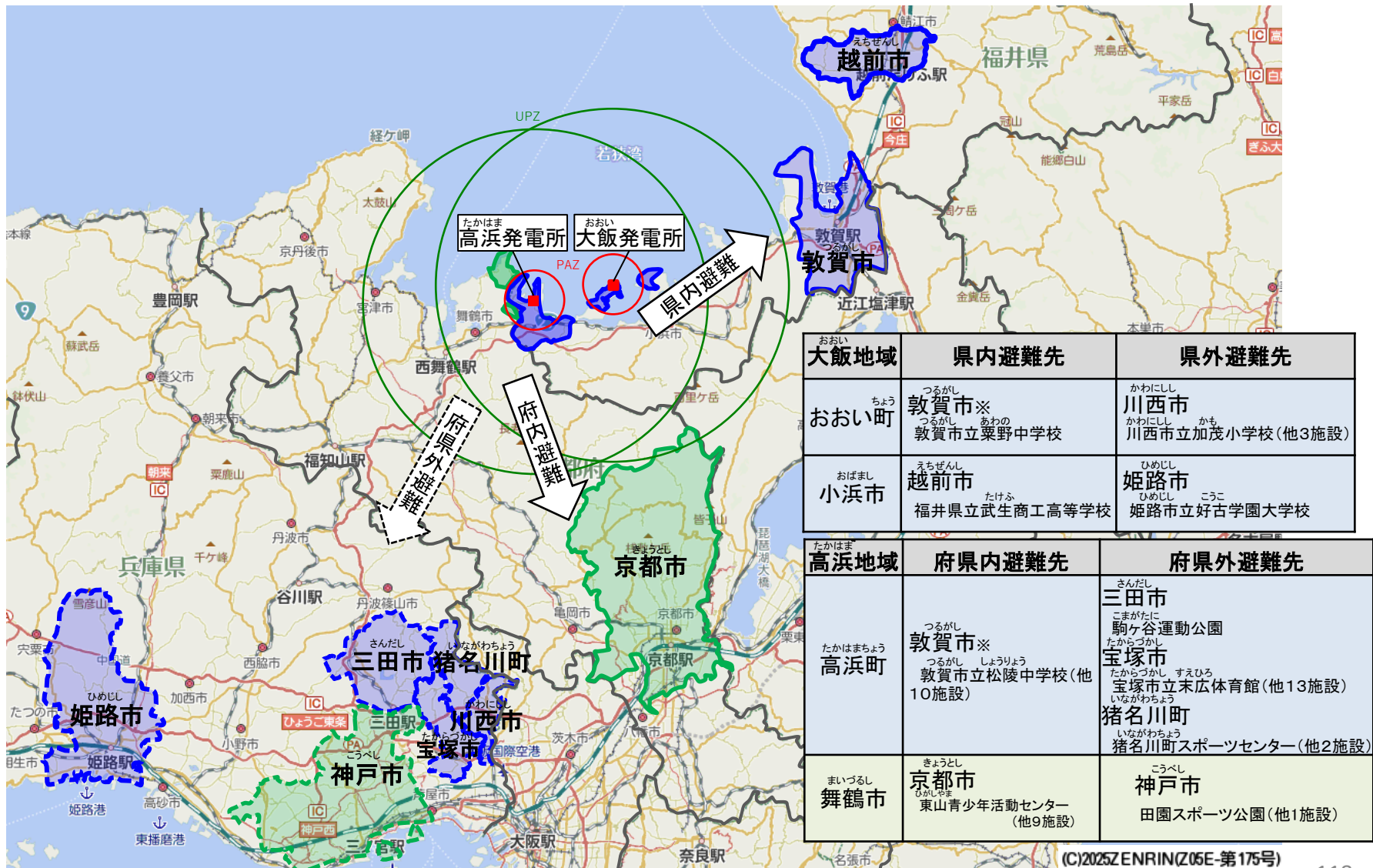


＜要員の集約先(国要員等の派遣先)＞

		大飯発電所		
		警戒事態の解除	故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ	不明(事態進展の状況)
高浜発電所	警戒事態の解除	福井県大飯原子力防災センター	福井県大飯原子力防災センター	福井県大飯原子力防災センター
	故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ	福井県高浜原子力防災センター	福井県大飯原子力防災センター	福井県大飯原子力防災センター
	不明(事態進展の状況)	福井県高浜原子力防災センター	福井県大飯原子力防災センター	福井県大飯原子力防災センター

PAZ内の住民の避難先

➤ おおい たかはま
大飯地域及び高浜地域のPAZ内の住民の府県内避難先及び府県外避難先は、重複なく確保済み。



※高浜町及びおおい町のPAZに該当する地域の県内避難先は共に敦賀市であるが、避難先施設を重複しないように確保。

PAZ内の住民の施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- おおい大飯地域及びたかはま高浜地域のPAZにおいて施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数4,385人(うち支援者1,037人を含む)について、バス106台、福祉車両59台(ストレッチャー仕様19台、車椅子仕様40台)。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	1,095人 (児童等874人 +職員221人)	31台 (児童等874人 +職員221人)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少
医療機関・社会福祉施設入所者(支援者が同行することで避難可能な者)及びその支援者の避難	191人 (入所者数104人 +職員数87人)	6台 (入所者数59人 +職員数42人)	0台	23台 (入所者45人 +職員45人)	放射線防護対策が講じられた若狭高浜病院及び若狭高浜病院付属介護老人保健施設(102人(入所者68人+職員34人))については、自施設内の放射線防護区域に移動し、入所者等の避難に必要な体制が整うまで屋内退避を実施。※4
医療機関・社会福祉施設の入所者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者の輸送※5	6人 (入所者数3人 +職員数3人)	0台	1台 (入所者3人 +職員3人)	0台	放射線防護対策が講じられた若狭高浜病院及び若狭高浜病院付属介護老人保健施設125人(入所者83人+職員42人)については、自施設内の放射線防護区域に移動するため、車両は不要。放射線防護対策が講じられていない施設は、放射線防護対策施設に輸送。近距離のためピストン輸送(4往復)を想定。※4
在宅の避難行動要支援者(支援者が同行することで避難可能な者)及びその支援者の避難※6	1,215人 (要支援者617人 +支援者598人)	30台 (要支援者609人 +支援者590人)	5台 (要支援者5人 +支援者5人)	2台 (要支援者3人 +支援者3人)	支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※6	257人 (要支援者129人 +支援者128人)	0台	12台 (要支援者36人 +支援者36人)	15台 (要支援者93人 +支援者92人)	放射線防護対策施設に輸送 高浜町(244人(要支援者122人+支援者122人))については、近距離のためピストン輸送(4往復)を想定
妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者の避難	1,050人	23台※6	1台	0台	「乳幼児とともに避難する必要のある者」は、乳幼児がいる世帯数(乳幼児を除く)を計上
観光施設から避難する一時滞在者	103人	4台	0台	0台	1日あたりの観光客数のうち、9割以上が自家用車で訪問していることを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入
海水浴場から避難する一時滞在者	468人	12台	0台	0台	1日あたりの海水浴客のうち、9割以上が自家用車で訪問していることを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入
合計	4,385人	106台	19台	40台	

※1 数字は現段階で関係市町が把握している暫定値であり、大飯地域及び高浜地域でそれぞれ必要となる台数を積算した数

※2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定

※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台当たり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定

※4 若狭高浜病院及び若狭高浜病院付属介護老人保健施設において屋内退避中には、職員1人がおおむね2人程度の入所者を対応

※5 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、輸送等の避難準備が整うまで放射線防護対策施設内に屋内退避(放射線防護対策施設から避難する場合には、別途車両の確保が必要)

※6 舞鶴市におけるバス必要台数については、PAZ(松尾・杉山地区)に1台、PAZに準じた避難を行う地域(大山地区、田井地区、成生地区、野原地区)に2台を配車し、支援者の車両等で避難することが困難な在宅の避難行動要支援者及びその他の施設敷地緊急事態要避難者等(妊婦・授乳婦・乳幼児の保護者等)を搬送することを想定

PAZ内の住民の施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力の確保①

- 大飯地域及び高浜地域で施設敷地緊急事態が発生した時には、在宅の要支援者の避難等のために、福井県の嶺南地方や京都府内のバス会社が保有する車両のほか、関西電力(株)が配備する車両により、必要車両数を重複なく確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		106台	19台	40台	
(B) 確保車両台数		計106台	計19台	計40台	
確保先	・おおい町、高浜町、小浜市 ・社会福祉協議会等(3市町)	1台	5台	21台	保有車両台数 バス 2台 福祉車両(ストレッチャー) 16台 福祉車両(車椅子) 64台
	バス会社(福井県嶺南地方)	98台	—	—	保有車両台数 バス 222台
	舞鶴市	2台	—	1台	保有車両台数 バス 2台 福祉車両(ストレッチャー、車椅子兼用) 6台 福祉車両(車椅子) 5台
	京都府内のバス会社等 社会福祉施設	2台	—	—	保有車両台数(バス会社等) バス 2,194台 タクシー 5,948台 保有車両台数(社会福祉施設) 福祉車両(ストレッチャー) 32台 福祉車両(車椅子) 76台
	関西電力(株)	3台	14台	18台	保有車両台数 バス 5台 福祉車両(ストレッチャー、車椅子兼用) 21台 福祉車両(車椅子) 11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

PAZ内の住民の施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力の確保②

<各市町別の確保先>

市町	おおい町 ^{ちよう}			小浜市 ^{おほまし}			高浜町 ^{たかはまちょう}			舞鶴市 ^{まいづるし}			
	バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A)必要車両台数	10台	2台	1台	2台	0台	3台	89台	11台	35台	5台	6台	1台	
(B)確保車両台数	10台	2台	1台	2台	—	3台	89台	11台	35台	5台	6台	1台	
確保先	・おおい町 ・社会福祉協議会等(おおい町) ・小浜市 ・社会福祉協議会等(小浜市) ・高浜町 ・社会福祉協議会等(高浜町)	—	2台	1台	—	—	2台	1台	3台	18台	—	—	—
	バス会社(福井県 嶺南地方)	9台	—	—	2台	—	—	87台	—	—	—	—	—
	舞鶴市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2台	—	1台
	・京都府内のバス会社等 ・京都府内の社会福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2台	—	—
	関西電力(株)	1台	—	—	—	—	1台	1台	8台	17台	1台	6台	—

PAZ内の住民の全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- 大飯^{おおひ}地域及び高浜^{たかはま}地域のPAZにおいて全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、合計282人分、バス12台。
- 両地域で全面緊急事態が発生した時には、福井県の嶺南^{れいなん}地方や京都府内のバス会社等が保有する車両のほか、関西電力(株)が配備する車両により、必要車両数を重複なく確保。
- 車両及び運転者については、福井県バス協会、京都府バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

<両地域において全面緊急事態となった場合に必要となる輸送能力>

	想定対象人数 ^{※1}	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	282人	12台	1台当たり45人程度の乗車を想定

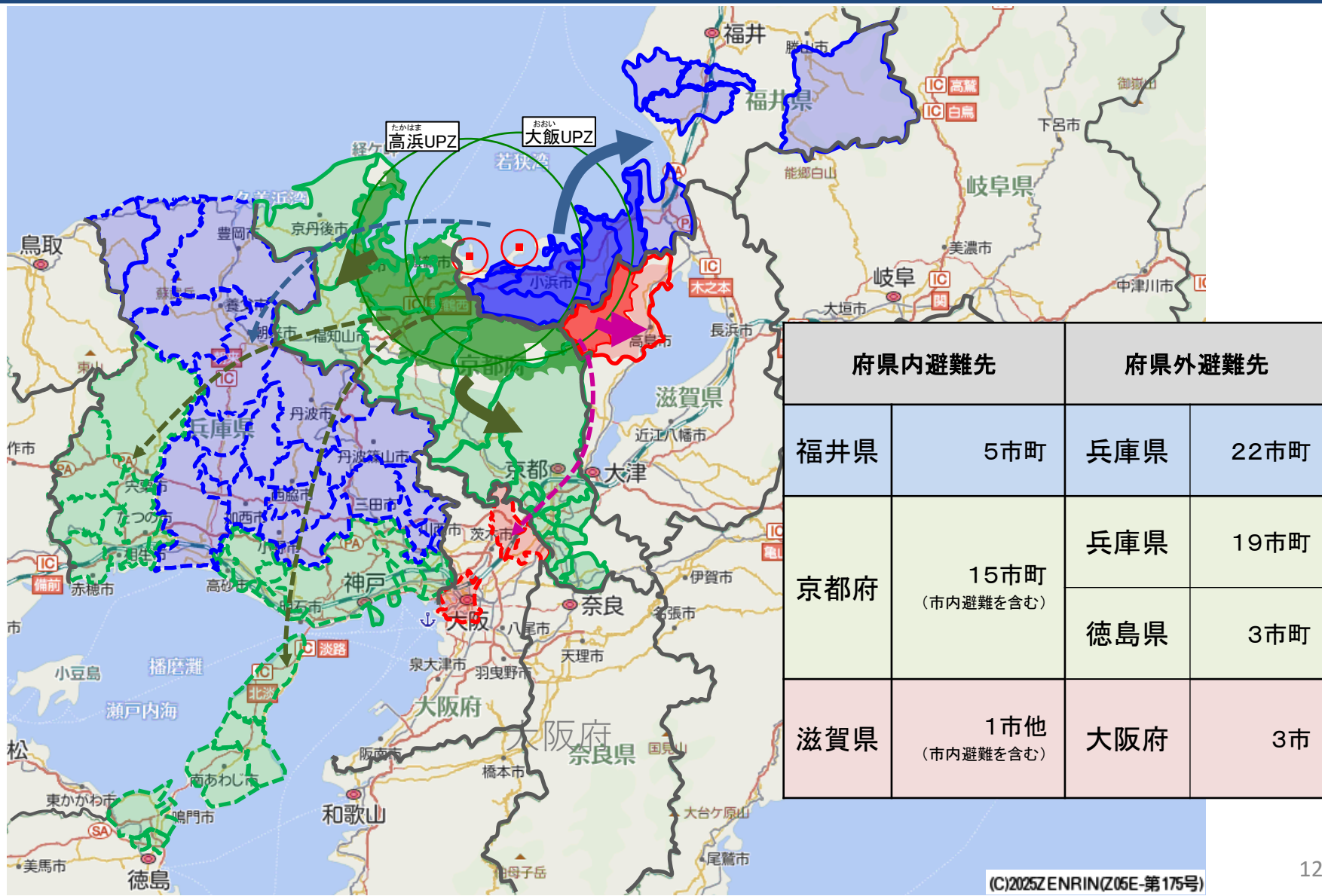
<両地域において全面緊急事態となった場合の輸送能力の確保> ^{※1} 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

	確保車両台数				備考	
	バス					
市町	おおい ^{ちやう} 町	小浜 ^{おほまし} 市	高浜 ^{たかはまちやう} 町	舞鶴 ^{まいづるし} 市		
(A) 必要車両台数	1台	2台	3台	6台		
(B) 確保車両台数	1台	2台	3台	6台		
確保先	バス会社[福井県嶺南地方]	1台	2台	2台	—	保有車両台数 バス 222台
	舞鶴 ^{まいづるし} 市	—	—	—	2台	保有車両台数 バス 2台
	京都府内のバス会社等	—	—	—	3台	保有車両台数 バス 2,194台(乗合含む) タクシー 5,948台 ※タクシーを用いた避難が実施できた分必要バス台数は減少。
	関西電力(株)	—	—	1台	1台	保有車両台数 バス 5台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施 122

UPZ内の住民の避難先

➤ おおい たかはま
大飯地域及び高浜地域のUPZ内の住民の府県内避難先及び府県外避難先は、重複なく確保済み。



府県内避難先		府県外避難先	
福井県	5市町	兵庫県	22市町
京都府	15市町 (市内避難を含む)	兵庫県	19市町
		徳島県	3市町
滋賀県	1市他 (市内避難を含む)	大阪府	3市

UPZ内の住民の一時移転等で必要となる輸送能力及びその確保

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、大飯地域及び高浜地域のUPZ全域が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- なお、府県内の輸送手段では不足する場合、バスについては関西広域連合等関係機関が府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは府県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、各府県タクシー協会に所属するタクシーを活用。それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保に向けた調整を行う。

福井県	バス	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
必要車両台数	65台	82台	71台	・住民の5%がバスによる一時移転等が必要と想定 ・車椅子車両・ストレッチャー車両はピストン輸送(14往復)を想定
県内の車両保有数	859台	893台	214台	・福井県及び県内UPZ市町における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)

京都府	バス	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
必要車両台数	1,736台	83台	47台	・住民の75%がバスによる一時移転等が必要となると想定 ・京都府内は、大飯UPZの京都市(235人)、南丹市の一部(17人)以外は高浜のUPZに含まれているため、高浜のUPZの必要台数(車椅子:82台、ストレッチャー:47台)に、大飯のUPZである京都市分(車椅子:1台)を加えた合計(南丹市の一部は福祉車両不要) ・車椅子車両・ストレッチャー車両はピストン輸送(14往復)を想定
府内の車両保有数	2,194台	148台	77台	・京都府及び府内UPZ市町における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)

滋賀県	バス	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
必要車両台数	44台	5台	1台	・滋賀県は、高浜のUPZでは人口が0人のため、大飯地域のUPZ内の合計数 ・車椅子車両・ストレッチャー車両はピストン輸送(14往復)を想定
県内の車両保有数	428台	204台	9台	・UPZの医療機関・社会福祉施設等や県内行政・タクシー会社における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)



府県のバス会社が保有するバス台数	福井県859台 京都府2,194台 滋賀県428台	
府県タクシー協会に所属するタクシー会社が保有するタクシー台数	福井県タクシー協会 789台 京都府タクシー協会 5,948台 滋賀県タクシー協会 978台	・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ 福祉車両の必要台数は、大飯地域の緊急時対応及び高浜地域の緊急時対応においてそれぞれ必要とされる台数を積算した数

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

8. 冷却告示の対象である 1・2号機に係る対応

<対応のポイント>

1. 1・2号機のみにおいて発災した場合、全面緊急事態に至った段階で、UPZ内の住民は屋内退避を実施する。
2. 3・4号機においても発災している場合には、3・4号機に係るPAZとしての防護措置を行う。
3. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定し、当該地域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。

1・2号機に係る原子力災害対策重点区域の概要

- 大飯発電所1・2号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却された発電用原子炉施設として原子力規制委員会が告示において定めている。
- この告示により、大飯発電所1・2号機に係る原子力災害対策重点区域の範囲は、PAZなし、UPZおおむね5km圏内となり、具体的には、3・4号機に係るPAZと同一の範囲としている。
- 1・2号機のみにおいて発災した場合、全面緊急事態に至った段階で、UPZ内(おおむね5km圏内)の住民は屋内退避を実施。
- 放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時20 μ Svを超過した時からおおむね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20 μ Svを超過している地域を特定。当該地域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転等を実施。
- なお、3・4号機においても発災している場合には、3・4号機に係るPAZとしての防護措置をとることとなる。

1・2号機に係る原子力災害対策重点区域



<おおむね5km圏内>
UPZ(緊急防護措置を準備する区域)
Urgent Protective Action Planning Zone
 ⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域
1市1町(おおい町、小浜市)
住民数:889人
 人口:令和7年4月1日時点

対象地区		想定対象人数	避難行動要支援者
おおい町	おしま大島地区	656人	22人
小浜市	うちとみ内外海地区(泊、堅海)	233人	4人
合計		889人	26人